

「商標評審規則（意見募集稿）」に対する意見（案）

1. 第8条中、「商標評審に係る権利を処分する権利」には、「復審」または「無効宣告」の請求を取り下げる権利を含むものと理解される。仮に、これに含まないのであれば、「商標評審に係る権利を処分する権利」の範囲が不明確であるので、その範囲を明示することを要求する。
2. 第12条中、閲覧の申請につき、閲覧を制限する場合は要件となっていない。第12条では、あくまで当事者及びその代理人が申請できる旨を規定しているのみであって、常に閲覧が許されることではないとの意味とは理解されるが、証拠資料については営業秘密が含まれることは頻繁に生じるので、本条において、当事者及びその代理人が「閲覧の不許可の申請」ができる旨の第二文を追加することを要求する。
3. 第23条により、「復審」または「無効宣告」の請求について、請求後の証拠の補充期間が30日と短縮されている。しかし、中華人民共和国以外、香港、マカオ、台湾地区で形成された証拠においては、本規則39条に基づいて、公証認証作業が必要となるので、在外企業にとっては、証拠の補充が実質的に不可能になる。したがって、請求後の証拠の補充期間の見直し、または公証認証の適用除外を要求する。
4. なお、本規則のみならず、商標法実施条例も対照となる意見ではあるが、商標登録出願拒絶査定不服に対する復審において、他人の商標と同一の商品についての同一の商標に対する商標登録出願の場合には、その他人の同意書を提出することにより登録を認める運用が行なわれている現状がある。この運用は非常に好ましいものであるから、本規則を含め、明文化されることを要求する。

以 上